

(参考)

みやぎ海岸林再生みんなの森林づくり活動について

1 活動の趣旨及び目標

東北地方太平洋沖地震で被災した海岸防災林の復旧について、仙台湾南部海岸では林野庁が国有林及び民有林を一体的に整備を進めており、盛土等の基盤造成工事が本格化している。

これら海岸防災林（民有林）の再生にあたり、NPOや民間団体等の参加・協働による森林づくり活動を開始できるフィールドが整って来たことから、県として、以下の3点を目標に「みやぎ海岸林再生みんなの森林づくり活動」を推進するもの。

目 標

- (1) 次世代に継承される森林づくりの推進
- (2) 海岸防災林と地域社会との密接な関わりの再生
- (3) 海岸防災林の再生に対する社会意識の醸成と高揚

2 活動の内容等

(1) 活動内容

海岸防災林の再生は治山事業の一環であり、確実に成林させるため植栽後においても植栽木が活着し、植栽木が雑草木等に被圧される懸念がなくなるまでの一定の期間（概ね5～10年）において継続的な森林整備を行うもの。

なお、実施主体の責任と関係機関の役割を明確にするため、県、市町及び民間団体等との間で協定を締結することとする。（活動対象森林が県有防災林の場合は、県と民間団体等とで協定を締結することができる）

(2) 活動対象森林

県有防災林及び土地使用承諾が得られた市町有林及び私有林とする。

(3) 植栽及び保育の条件

海岸防災林としての目的を達成するため、目標林型や樹種選定等について、最低限の条件を設定する。

- ・ 海側（概ね運河より海側）はクロマツを主林木とする。（抵抗性クロマツ主体）
- ・ 内陸側（概ね運河より陸側）はクロマツまたはアカマツ、コナラ等を植栽する。
- ・ 当年度の適期に植栽することとし、マツ類は5,000本/ha以上、広葉樹は3,000本/ha以上植えとする。
- ・ 植栽後5～10年後に成林が見込める本数密度を確保する。

3 実施主体の資格要件

- ・ 団体の目的、運営に関する規約を有すること

- ・ 団体の意思を決定し，ボランティアによる自主的な森林整備活動を継続的に執行する体制，技術を有していること
- ・ 植栽，保育，森林保護等活動全般に関し，善良な管理を行う資質と体制を有していること 外

4 役割

区分	役割
実施主体	植栽等の活動，海岸防災林の役割の理解，森林造成を通じた防災意識の高揚
宮城県	活動箇所（県有林及び私有林）の選定，活動に対する技術的指導，活動実施箇所の点検 外
市町	活動箇所（市町有林及び私有林）の選定，実施主体と連携した活動の推進，県と連携した各種業務（情報発信等）
国（林野庁）	活動実施可能箇所（民直箇所）の情報提供

5 実施主体の選定

実施主体の選定は，以下のいずれかの方法によるものとする。

- ・ 民間団体等からの申し出を受けて，連携して活動を推進する市町からの協議
- ・ 県の公募（活動場所については事前に市町と調整）

6 民間団体等からの申し出（公募の場合は申請）の内容

- ・ 森林づくり活動構想（活動内容等），進め方（活動実施体制等）活動実績
- ・ 苗木等の調達方法，その他

7 実施主体の決定

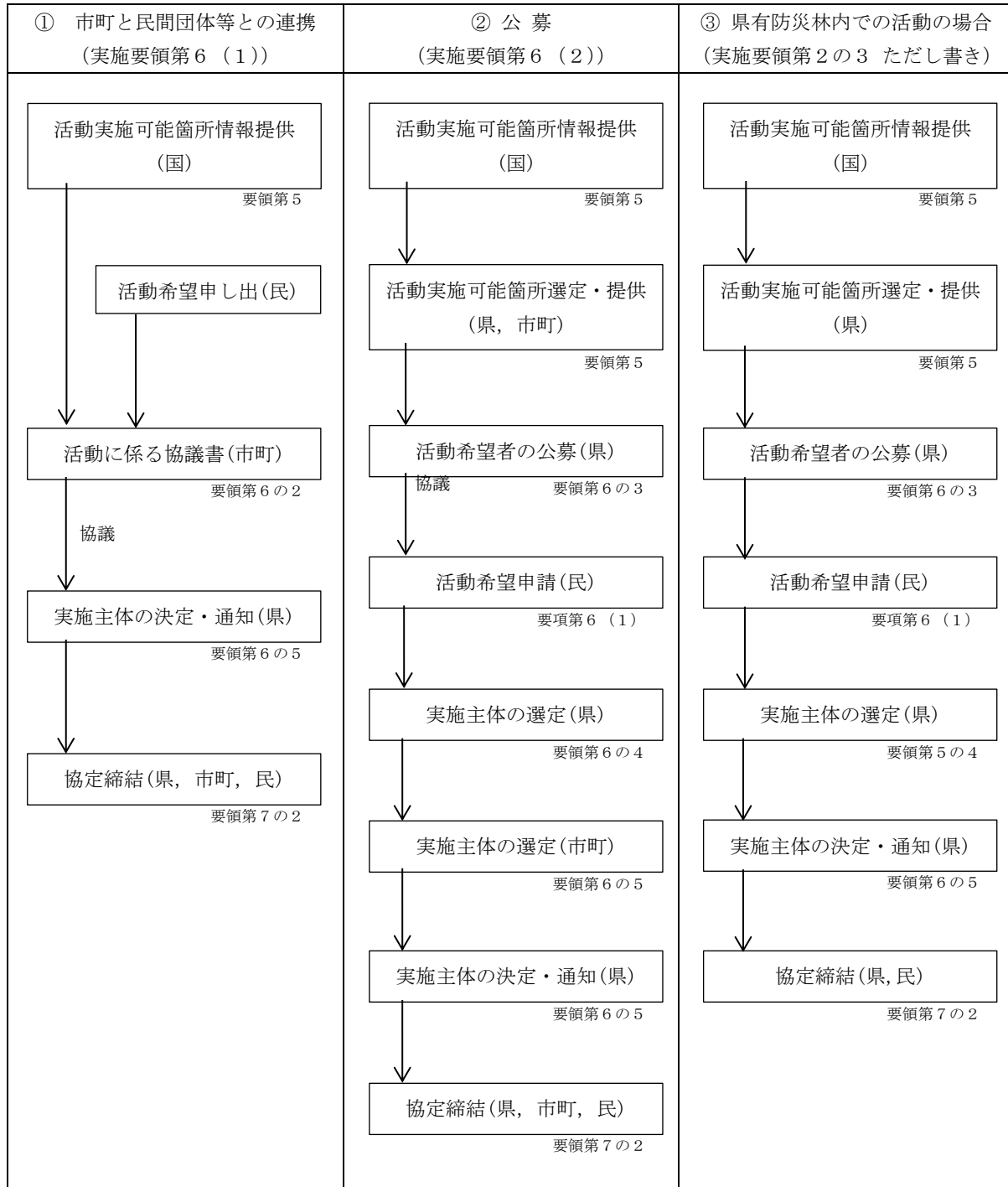
県と市町との協議等により実施主体の資格要件，技能，活動実績等を確認して決定する。

8 協定内容

- ・ 協定の目的
- ・ 位置及び面積
- ・ 各種活動計画書の提出，活動着手，活動実績の報告等
- ・ 立木竹等の所有権等権利，法令遵守，損害賠償，活動実施箇所の管理 外

(参考)

みやぎ海岸林再生みんなの森林づくり活動
～ 協定締結までの流れ ～



(略称)

国 : 林野庁

県 : 宮城県

市町 : 活動箇所を管轄する市町

民 : 民間団体等

要領 : みやぎ海岸林再生みんなの森林づくり活動実施要領

要項 : みやぎ海岸林再生みんなの森林づくり活動希望者募集要項